

JPCA NEWS

vol. 30
December 2021

一般社団法人
日本写真著作権協会
Japan Photographic Copyright Association



photo: 瀬尾太一 / Taichi Seo / HJPI320110002402

CONTENTS

LATEST NEWS 最新ニュース

放送のネット配信手続きの簡略化 [p2](#)

2020 年度 JPCA 定時社員総会を開催 [p3](#)

CONDOLENCE 追悼

追悼 日本写真著作権協会常務理事/写真家 瀬尾太一 [p6](#)

COPYRIGHT 著作権入門

著作者人格権 [p10](#)

QUESTION / ANSWER 一問一答

Twitterでの無断利用対策について [p11](#)

GALLERY ギャラリー

岩切 等 [p4](#) 八野好洋 [p5](#)

松本佳子 [p5](#) 瀬尾太一 [p8](#)

JPCA 会員団体

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
日本肖像写真家協会 (日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
全日本写真連盟 (全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
日本風景写真協会 (JNP)
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

放送のネット配信手続きの簡略化 改正著作権法に関するガイドライン公表

前号の JPCA NEWS No.29 で報じた改正著作権法に関するガイドライン（放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン）が、文化庁及び総務省より公表された^{*1}。

今回の改正法は、放送のネット配信時の手続き簡略化を目的に 2022 年 1 月 1 日から施行される。写真等の著作物を放送と配信で利用する側にとっては円滑な権利処理が可能になる内容となっている。一方、写真家を含めた権利者にとっては、放送のみの利用を許諾したつもりであっても「別段の意思表示をしなかった」場合は配信についても「許諾したと推定」されてしまうため（下図）、ガイドラインの行方が注目されていた。

今回公表されたガイドラインでは配信の利用範囲について、『「同時配信」と「追っかけ配信」、さらには一定期間の「見逃し配信」に限り対象となる』と明記されていて^{*2}、アーカイブ化により永久に著作物が利用され続けられるのではないかと懸念は払拭されたと言える。ただ、「見逃し配信」については、“一定期間”がどの程度の期間なのか権利者側が事業者側に確認する必要があるだろう。

ガイドラインでは、権利者側にもトラブル回避のため事前に「放送及び放送同時配信等の基本となる料金を設定」することが求められている。

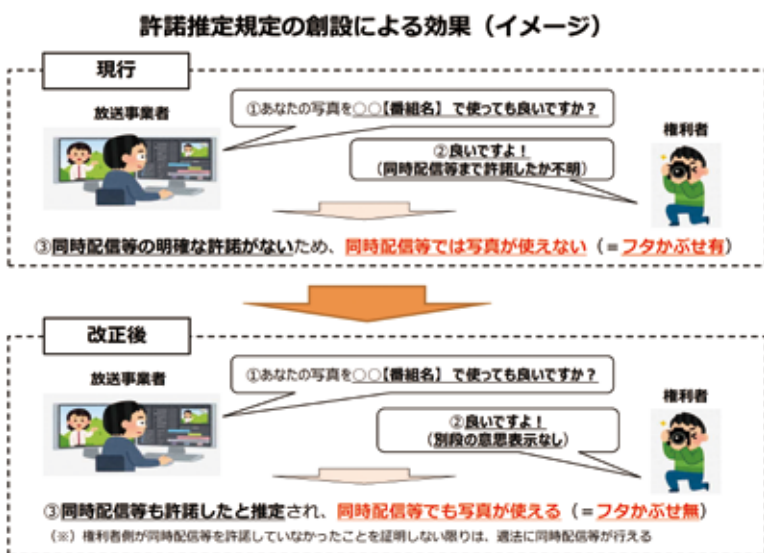
一般的には、放送と通信は、それぞれの法律が適用され、同じ内容であっても別の媒体として扱われて個別の許諾が必要である。利用料も個々に発生することになる。配信が1社ではなく複数社の場合も同様に配信社毎に利用料が個別に発生するのが自然だ。

しかしながら、放送事業者や制作会社等が写真等の著作物を放送に使用したいと許諾を求める際は、権利者側が詳細を尋ねない限り、再放送の有無や配信の有無等について説明しないことが多い。放送での利用と配信とをセットにした「包括契約」による買いたたき防止の観点からは、両者の利用料を明確に分けて提示すべきだ。

ガイドラインでは改正法の内容や趣旨を理解した上で使用料（放送・配信）、二次使用時割引の有無、著作権表示の方法等、具体的な条件をまとめた一覧表を作成し、ウェブサイト等に公開するなどの対応が権利者に求められているが、その際はフォトエージェンシー等の利用料金を参考にするのも一つの方法だ。

なお、このガイドラインは「策定後も実際の運用状況を踏まえて必要な見直し・改訂を行うこととする。」とされていることから、アーカイブ化等を含めた見直し・改定に関しても注意深く見守る必要があるだろう。

記：加藤雅昭



^{*1} 放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（文化庁 WEB サイト）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kyodaku/pdf/93341101_01.pdf

^{*2} 「放送同時配信等」の具体的な内容：放送に付随して行われる配信形態である「同時配信」（放送と同一のタイミングで配信が行われるもの）、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（放送の終了後、一定期間内に限り配信が行われるもの）に限り対象となる。

文部科学省WEBサイト 法案説明PDFより引用
https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_000013222_2.pdf

2020 年度日本写真著作権協会（JPCA） 定時社員総会を開催

2021（令和3）年9月28日に2020年度日本写真著作権協会（JPCA）定時社員総会が開催された。緊急事態宣言下であったため、新型コロナウイルス感染防止対策として遠隔会議システムを利用して行われた。11の正会員団体より就任した理事、監事、委員が出席する中、2020年度の事業報告と決算報告ならびに会計監査報告がなされ、承認可決された。

続いて2021年度の事業計画案と予算案の審議を行い、詳細を説明の後、承認可決された。2021年度の重点事業の概要は別掲の通り。

この後、JPCA正会員11団体から提出された2021年度の理事、監事、委員推薦リストが検討され、承認された。

総会に続いて2021年度第1回JPCA理事会が開かれ、JPCA代表理事として田沼武能氏を選任した。またJPCA役員として下記の方々を選任した。

記：田井宏和

2021 年度日本写真著作権協会（JPCA）役員

会 長	田沼武能	（日本写真著作権協会）
副 会 長	野町和嘉	（日本写真家協会）
副 会 長	白鳥真太郎	（日本広告写真家協会）
副 会 長	田中秀幸	（日本写真文化協会）
常務理事	棚井文雄	（日本写真著作権協会）
常務理事	壹貫田剛史	（日本写真著作権協会）

2021 年度の JPCA 重点事業

収益事業

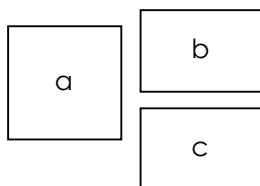
- ・著作者団体連合を通じて日本複製権センター（JRRC）の事業に協力する
- ・視覚芸術等教育著作権協議会の運営に参加する
- ・同協議会を通して授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の運営に参加し、円滑かつ公正な収受分配を実現する
- ・JPCA ウェブサイトの内容充実とリニューアルを進める
- ・JPCA 教育利用写真アーカイブに多くの写真を収蔵し教育利用に役立てることで写真分野の文化振興の基礎とする

著作権運動事業

- ・日本写真保存センターの運営について写真界全体の事業として取り組む
- ・正会員団体と共催で写真著作権の啓発を行うため、各団体の著作権に関する取り組みを促進する
- ・正会員団体の会報誌、写真媒体等へ一般の権利者へ向けた広告掲載を行い、写真著作権の啓発を行う
- ・JPCA NEWS 発行により広報の充実を図る
- ・オーファンワークス（孤児著作物）事業に参加し実務的な問題解消を目指す



岩切 等 / Hitoshi Iwakiri / HJPI320610001006



a. 《UFO神殿》

岩切 等 / Hitoshi Iwakiri / HJPI320610001006
北海道平取町 / 1991年

b. 写真集『際 —KIWA—』より

八野好洋 / Yoshihiro Hachino / HJPI321110004717
長野県上田市郊外 / 2016年11月

c. 《穏やかな日常》

松本佳子 / Yoshiko Matsumoto / HJPI321110002423
モンゴル西端地方 ホブド県 エルテンブルン村 / 2003年8月



八野好洋 / Yoshihiro Hachino / HJPI321110004717



松本佳子 / Yoshiko Matsumoto / HJPI321110002423

追悼 日本写真著作権協会常務理事 / 写真家 瀬尾太一

Taichi Seo 東京、柴又生まれ。1980年代半ばより下町の撮影を始める。ドイフォトサロン、ニコンサロン、キャノンギャラリーなどで個展を開催。久保田一竹美術館「一竹賞」「美術館賞」などを受賞。2000年代初めからは、写真著作権の啓発にも力を注ぐ。一般社団法人日本写真著作権協会常務理事、公益社団法人日本複製権センター代表理事、文化庁・文化審議会著作権分科会委員などを歴任。2021年キャノンギャラリー銀座、大阪にて瀬尾太一写真展「下町往来 1984-1988」を開催。2021年7月14日永眠。



瀬尾太一氏 photo: 瀬尾笙子

私が生まれたのは葛飾柴又で3代続く営業写真館。ウチにやってくる人たちは、皆おしゃれをして大きなカメラの前でかしまつていたのを臍気ながら覚えていて。帝釈天へ続く参道周辺は、映画「男はつらいよ」の車寅次郎の故郷として一躍有名になり、いつもお参りの人で賑わっていた。

家業を意識しはじめた頃から、人々の写真館を訪れる特別な日とは違った、日常を記録したいと町歩きを始めた。高度経済成長期の活気を感じながらも、のんびりとした空気が漂っているのはやはり下町ならではの特徴ではないだろうか。ここに写っている子どもたちは、時に等身大の自分自身であり、そして未来の日本を支えていく若者たちの「あの頃」でもある。

東京2020に向けて町の姿は変容が続けるが、80年代の足音は、街のいたるところに今も響き続けている。

—— 瀬尾太一



シリーズ「下町往来 1984-1988」より 瀬尾太一 / Taichi Seo / HJPI320110002402



シリーズ「下町往来 1984-1988」より 瀬尾太一 / Taichi Seo / HJPI320110002402

瀬尾太一氏の死を悼む

2000年、全日本写真著作権者同盟（略称：写真同盟）は団体を解散し日本写真著作権協会（JPCA）に吸収・合併されることになった。写真同盟は1965年、日本の写真著作権思想の確立、保護運動の推進を図るために設立された団体である。1996年12月の国会で「著作権法の一部改正案」が可決され、晴れて他の文藝・美術・音楽等の分野と同等に、写真にも「死後50年間」の保護期間が実現し、翌1997年3月から施行された。1899年（明治32年）来の「公表後10年」という古い写真著作権法が改定され、当面の目的を終えたからである。

会長を務める私としては、新体制にはITに強い実行力のある人材を探していた。瀬尾太一氏が最適と考えたが、当時、JPCAの会員団体である日本写真家協会（JPS）の会員でなかった。打診したところ快く引き受けてくれたのでJPS会員になってもらった。その方が仕事がスムーズにいくと考えたからだ。

早速、写真同盟時代に配当できなかった社団法人日本複製権センター（現 公益社団法人日本複製権センター）からの入金（写真のコピー機による複製の分配金）188万円余を228名に送金した。もちろん瀬尾氏一人でできるものではないが、氏の提案でできたことは間違いない。また写真著作権者の管理を円滑に行うため、IDカードの作成と著作権者ナンバーを会員団体の個々の写真家にふり、データベースの構築を行い、ネット上でのデジタル・フォトギャラリーを運営するなど、新時代に対応できる体制を整えたことは瀬尾氏の大きな成果であった。

また、デジタル時代、インターネット社会に入り、

知的財産権、著作権も従来と異なる展開を見せており、それに対応できる業務を実現した。それらの仕事ぶりが高く評価され、日本写真著作権協会の関連組織である日本複製権センターの副理事長も務めた（2021年には理事長就任）。公的な役職は、文化庁の文化審議会著作権分科会、法制問題小委員会、契約流通小委員会等の委員を歴任、そして内閣官房知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会、次世代システム検討委員会等の委員として知財政策に取り組み、クールジャパンの情報発信統括主査なども務めていた。また、日本写真家協会の保存センターのデータベース構築にも参加した。毎月40回以上にのぼる会議に関わり対処するウルトラマン的存在で日本写真著作権協会を運営していた。

2018年、著作権法の改正により、学校教育の授業目的で著作物の複製や公衆送信を行うことが可能になり、著作者に対して補償金が支払われることになった。それを扱う機関として「SARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）」が設立された。

瀬尾氏は視覚芸術等教育著作権協議会の設立に関与し、写真、美術、漫画の分野に補償金を入れるようにするべく活動していたが、2年前に医師に癌を宣告され、かなり厳しい体調を調整しながら業務をこなしていた。SARTRASが無事に走り出し、補償金が希望通りの収入になるまでと頑張っていたが、病魔には勝てず志半ばにて他界された。享年60歳、働きざかりの歳、さぞや悔しい思いであったに違いない。

貴兄の日本写真著作権協会の発展に寄与して頂いた功績に深く感謝し、ご冥福をお祈り申し上げます。

2021年11月25日

一般社団法人日本写真著作権協会 会長 田沼武能

私は時代の傍観者なのだと思う。
それは写真家を目指した宿命でもあるのだろう。
人は限りなく愛おしい。
そんな気持ちを持ちながら目に入る光景を
客観的に写し取っていく。

——
瀬尾太一





シリーズ「下町往来1984-1988」より
瀬尾太一 / Taichi Seo / HJPI320110002402
東京都

著作者人格権

写真は著作物です。原則として撮影者が著作者となり、「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の二つが著作者に与えられます。

「著作権」と言うと、大抵は著作物の財産的利益を保護する「著作権（財産権）」のことを指します。例えば、「全ての著作権は〇〇に帰属する」という場合がそれに相当します。

著作権（財産権）は著作者の財産的利益を守る権利として重要ですが、日本の著作権法にはもう一つ重要な権利があります。それが今回取り上げる「著作者人格権」で、著作者の人格を保護する権利です。著作権法では「著作者人格権」を定め、次いで「著作権（財産権）」を定めていることからその重要性がわかります。

著作者人格権とは

著作者の人格を尊重し、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利が著作者人格権です。では、「著作者が精神的に傷つけられない」とはどういうことでしょうか？

例えば、未発表の作品を勝手に公表されてしまったり、公表時に自分の名前を表示して欲しかったのにそうならなかったり、写真の一部だけが使われてしまったりすれば、創作者としての著作者は不満に思い、精神的に傷つくこともあり得ます。

著作者人格権は、創作者としての著作者の感情を尊重し、このようなことから著作者を守るための権利です。この権利は、創作者としての著作者だけに与えられ、著作者が亡くなるまで権利が維持されます。他者への譲渡はできません。

著作者人格権として次の権利が著作権法の第18条から第20条で定められています。

- 公表権：無断で公表されない権利（未公表の著作物を公表するかしないかを決定できる）
- 氏名表示権：名前の表示を求めることができる権利（表示するかしないか、表示する場合は実名か変名（ニックネームなど）かを決定できる）
- 同一性保持権：無断で改変されない権利（自分の意に反して無断で変更、切除等をされない）

著作者人格権不行使特約の問題

著作者人格権は創作者としての著作者の感情を守る大事な権利ですが、昨今、フォトコンテストの主催者などが著作者に対して「著作者人格権不行使特約」への同意を求めることで、この権利を狭める、あるいは無効化しようとする動きが広がっていることには注意が必要です。

企業などのフォトコンテスト主催者の立場からすれば、プロモーション用の宣材作成、展示、写真集の構成などを考える上では、著作者の氏名を常に表示したり写真の改変を自由に行えないことは制約であり、“使い勝手が悪い”ということにつながります。そこで予め著作者人格権不行使特約を著作者との間で結んでおき、それらの制約を外してしまいたいという意向が働くのではと考えられます。

しかし、著作者人格権は創作者である著作者の人格を尊重するという趣旨において「創作者にとっての基本的な権利」とも言えるほど重要なものです。著作者人格権不行使特約は、この趣旨に反します。また、このような特約によって著作者人格権行使を制限することが認められるものなのか、法的にも議論のあるところ です。

大切な作品が自分の手を離れて、自分のものではないかのように改変されたら…。後で悔いることがないように、一人一人が著作者人格権について理解を深め、この権利を守っていくことが大切です。

記：大國浩太郎

【参考文献】

文化庁著作権課「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～令和2年度」

QUESTION

Twitter での無断利用対策について

Twitter の自分のアカウントに自分で撮影して投稿した写真が、他の人にまるでその人が撮った写真かのようなコメントを付けてツイートされていることがわかりました。他にも勝手に使われている写

真があるのではないかと心配になっています。無断で利用されているかどうかを調べる方法や、自分の写真を勝手に使われないようにする対策はないでしょうか？

ANSWER

検索ツールと ウォーターマークの活用を

Twitter などの SNS にアップされている他人の作品を自分の作品だと偽ったり、誤解を受けるような形で利用しているケースが増えています。

はじめに、無断利用などがされているかどうかの検索についてですが、Twitter の場合には、検索ツール「TwiGaTen」を使って確認をすることができます。自分のアカウントと、このアプリを連携させることで、自身で投稿したツイート画像の中から、Twitter 上の類似する画像が検索され、“いいね”と“リツイート数”が多い順に表示されます。そして、著作権侵害を見つけた場合には、Twitter 社へ報告することができます。Facebook には、著作権管理ツール「Rights Manager」(Instagram にも適用)が用意され、画像の検索も可能となっています。

また、Google の画像検索機能の利用や、事前に画像を登録することで無断商用利用のパトロールを行い、不正利用が発見された場合には、有償で差し止めや利用料支払いの交渉を代行する「COPYTRACK 社」のサービス (JPCA NEWS vol.13 参照)もありますので参考になさってください。

次に、自分の写真を勝手に使われないようにするための対策ですが、SNS に限らず、大切な作品をインターネット上にアップする場合には、画面の中にしっかりと氏名表示をしましょう。しかし、画面の隅に入れた著作権者名などはトリミングで切り取られてしまったり、シンプルな画像部分の上に入れたものについては容易に編集されてしまう可能性があります。作品の印象を損なうとして嫌う方もいるようですが、著作権者をウォーターマー



棚井文雄 / Fumio Tanai / HJPI320610000334
ニューヨーク / 2014 年

ク (透かし) で画面全体に複数入れるなど、その入れ方次第では無断利用がし難くなり、一定の効果があると考えられますので工夫してみてください。

デジタル写真は、ネガが存在していた時代とは異なり、そのオリジナル性、誰が撮影した写真であるのか証明が難しくなっています。他人が自分の作品だと偽る (主張する) 場合などには、その作品が自分で撮影したものであると証明する必要があり、その手段の一つとして、RAW* 画像を示すことが効果的と言えます。著作権者である証しのためにも、選択が可能なデジタルカメラで撮影する場合には、RAW 画像を残しておくことも大切です。

記：棚井文雄

2021年11月30日、Twitter社は、個人情報の取り扱いに関する方針(保護対象)を写真や動画にも拡大することを発表しました。Twitter上の写真や動画などによる個人情報が、嫌がらせや脅迫に悪用される懸念が高まっていることを理由に、「個人の画像や動画が本人の許諾なく無断で投稿された場合、被写体本人や代理人などからの通報があれば削除する」としています(ツイートや画像などが公共の利益にかなうものなどについては削除されない可能性がある)。肖像権やパブリシティ権の侵害、そして誹謗中傷を巡るトラブルが増加する中、ツイートや写真の公開(投稿)をする際にはこれまで以上に配慮することが社会的に強く求められています。

*RAW: デジタルカメラのイメージセンサーに取り込まれた光の情報をそのまま保存する形式のこと



『写真家 瀬尾太一 全仕事』“古都往来”より photo: 瀬尾太一 HJPI320110002402



それは写真家を目指した宿命でもあるのだろう。

人は限りなく愛おしい。

そんな気持ちをもちながら

目に入る光景を、客観的に写し取っていく。

写真集『写真家 瀬尾太一 全仕事』 2022年10月11日発行
定価 3,300 円(税込) / ISBN 978-4-86562-127-3

お問合せ: 株式会社日本写真企画
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-10-8 第3SSビル601
TEL 03-3551-2643 FAX 03-3551-2370